

対内直接投資等に係る「議決権代理行使受任に関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家が、他のものが直接に保有する本邦にある会社（上場会社及び店頭登録会社（以下「上場会社等」といいます。）並びに非上場会社）の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであって、次の（イ）（ロ）（ハ）のいずれにも該当する場合（注1）であって、次の（1）、（2）のいずれかに該当するもの。

- （イ） 受任をするものが、当該会社（発行会社）又はその役員以外のものである場合。
- （ロ） 受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案が、当該会社（発行会社）の経営を実質的に支配するおそれ、又は、経営に重要な影響を与えるおそれのあるものとして、次のいずれかに該当する場合。
 - a 取締役の選任又は解任
 - b 取締役の任期の短縮
 - c 定款の変更（目的の変更に係るもの）
 - d 定款の変更（拒否権付株式の発行に係るもの）
 - e 事業譲渡等
 - f 会社の解散
 - g 吸収合併契約等
 - h 新設合併契約等
- （ハ） 受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴うもの。

- （1） 本邦にある会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注2）が行う事業に、事前届出業種（*）に属する事業が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

- （2） 外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

ただし、次のいずれかに該当するものは届出不要です。

- a 特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ。）の議決権代理行使受任をしていた法人の合併に伴う、当該受任契約を承継する存続会社（又は新設会社）による議決権代理行使受任。
- b 特定非上場会社の議決権代理行使受任をしていた法人の分割に伴う、分割後当該事業を承継する新設の法人（又は既存の法人）の議決権に係る議決権代理行使受任。

- c 株式の分割又は併合により発行される新株に係る議決権代理行使受任。
- d 特定の外国投資家による実質株式（注3）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注4）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による議決権代理行使受任。なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。
- e 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の議決権に代る組織変更後の議決権に係る議決権代理行使受任。
- f 株式無償割当てによる議決権代理行使受任。
- g 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権代理行使受任。
- h 特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による議決権代理行使受任。
- i 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による議決権代理行使受任。

（注1） 次の議決権代理行使受任は対内直接投資に該当しませんので、届出の対象ではありません。

- a 上場会社等の議決権代理行使受任であって、受任後の議決権比率が10%未満のとき。
- b 非上場会社の議決権代理行使受任であって、他の外国投資家から受任するとき。

（注2） 本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、本邦にある会社がある総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

（注3） 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいい

ます。

(注4) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限(株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。)が保有等議決権(直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。)を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

2. 届出の時期

議決権代理行使受任の日前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「議決権代理行使受任に関する届出書」(別紙様式第七の二)・・・3通

4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.(1)の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記して下さい。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

- ◎オンラインシステムは6:00~22:00まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は15:30**です。ただし、15:30までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。
- ◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。
- ◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。
- ◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。
- ◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付(郵送)いたしますので、大切に保管してください。
郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。